

暴行に繋がりがねない不適切な言動（レベル 1）に対する  
対応及びフローについて

■レベル別対応（案）

- **レベル 0** 特に問題とならない程度の行為
  - 担当者は、通常通り、所属長への業務報告を行う。
- **レベル 1** 不適切な言動（生命・身体を害する程度が低い有形力の行使など）
  - 担当者からの報告内容の程度や頻度を踏まえ、所属長は以下の対応を行う。
 

- ・関係部局や外部の関係機関への協力要請
    - ・弁護士、警察等への対応相談
    - ・担当係長などの複数者での対応
- **レベル 2** 生命・身体を害する程度が高い有形力の行使
  - 殴る、蹴る、刃物を出す、喧嘩をするうえで服を掴むなどの暴力行為については、上司に報告するまでもなく、担当者は現場で以下の対応を行う。

- ・被害者の救護
    - ・110 番通報
    - （・現行犯逮捕）

■対応フロー（案）

